

質問第一〇五号

J A S M 第二工場の住所に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和六年四月十日

須藤元氣

参議院議長尾辻秀久殿

J A S M第一工場の住所に関する質問主意書

令和六年一月二十四日に特定半導体施設整備等計画（以下「本計画」という。）において J A S M (Japan Advanced Semiconductor Manufacturing 株式会社) が第一工場施設設備建設に最大助成額七千三百二十億円の認定（認定番号：10113半経第〇〇三号一一）を受けた。

それをもって、以下質問する。

一 政府とJ A S Mの間に本計画において受けられる助成金に関する契約書は存在するのか。

二 経産省に第一工場の所在地及び地番を問い合わせたところ、「工場の所在地及び地番は非公開」と回答を得た。住所すら公開しない理由は何か。

また、住所すら公開されていない計画に対し、助成金を支給する理由は何か。

三 J A S Mが第一工場の所在地を公表しないのは、第一工場と隣接しているからではないか。J A S M第一工場と第二工場の土地面積を合計すると、その面積が環境影響評価要件を満たすため、環境影響評価逃れだと指摘されないように隠ぺいしているのではないかとの声が地元から上がっている。仮に、J A S M が環境影響評価逃れを行つてているならば、それを実施するように指導するのが環境省の務めではないか。

四 JASMと熊本県、菊陽町の間で秘密保持契約が締結されているといわれている。秘密保持契約を理由に、JASM第二工場の住所すら開示せず、また、水の汲み上げ量、電力使用量、排出する有害物質の種類を非開示とするのは、国民の知る権利や憲法第一十五条规定で保障された権利を侵害しているのではない
か、政府の見解を示されたい。

右質問する。